

平成 15 年 5 月 26 日

各位

会社名 株式会社コロワイド
代表者 代表取締役社長 渡辺順寛
(コード番号 7616 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 野尻公平
(TEL . 045-312-5970)

ストック・オプション(新株予約権)の発行内容等に関するお知らせ

当社は、平成 14 年 6 月 15 日開催の第 40 期定時株主総会で決議されました商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づきストックオプションとして新株予約権を発行する件について、平成 15 年 5 月 26 日開催の取締役会において、その具体的な発行内容等を下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. スtock・オプション制度を導入する目的及び有利な条件による発行を必要とする理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるため、ストックオプションの目的で当社の従業員に対し無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社 従業員 10 名

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

会社普通株式 145,000 株とする。

ただし、下記(3)により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

290 個とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 500 株とする。ただし、会社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により各新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。かかる調整は各新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

(4) 新株予約権の発行価額

発行価額は無償とする。

(5) 新株予約権の発行日

平成15年5月27日

(6) 新株予約権の行使に際し払込をすべき金額（行使価額）

新株予約権の目的たる株式1株当たりの払込金額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における会社普通株式の終値（以下「終値」という。）の平均値の金額（以下「払込価額」という。1円未満は切り上げる。）とする。ただし、その払込価額が新株予約権発行日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合には新株予約権発行日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、会社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後払込価額 = 調整前払込価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

上記のほか、新株予約権発行日後に、会社が他社と合併、または会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要かつ合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

(7) 新株予約権権利行使期間

平成16年7月1日から平成19年6月29日まで

(8) 新株予約権行使条件

対象者は、権利行使時において会社または会社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、対象者の相続人による行使は認めない。

その他の新株予約権行使条件は、新株予約権割当契約により定める。

(9) 新株予約権の消却事由および条件

対象者が権利行使をする前に、上記(8)の または に定める新株予約権行使条件に該当しなくなり権利を喪失したときは、当該新株予約権は無償で消却することができる。

会社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または会社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。

(11) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合の発行価額中資本に組み入れない額

本新株予約権の行使により新株発行を行う場合の発行価額中資本に組み入れない額は、発行価額より資本に組み入れる額を減じた額とする。資本に組み入れる額とは、発行価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、これを切り上げた額とする。

以上